

令和4年度「千葉県私立高等学校等授業料減免事業 4号減免（罹災世帯）」制度について

住宅等の建物、土地、家財、その他物件に災害により被害を受けた世帯へ授業料の一部を補助します。

対象

罹災していることが市町村等により発行される罹災証明等で証明されている世帯
※今年度の減免の受給対象者ではない世帯（今年度の通常の減免の受給対象者へは個別に案内を通知しております。）

補助額

月額授業料の2/3（上限20,100円）から就学支援金を除いた額

認定方法及び要件

- ① 課税証明書より前年の収入を確認する。
- ② ①から修繕費用を引いた額を算出する。
- ③ ②より課税標準額を算出し、
「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」に当てはめ、算出された額が227,100円未満
※住家が全壊（全焼）した場合、または修繕して住むことが困難である場合は税額を確認せずに認定する。

提出書類

- 令和4年度の課税証明書又は特別徴収税額決定通知書
（所得控除、市町村民税の課税標準額、市町村民税の調整控除の額が記載されているもの）
 - 修繕費用が分かる書類（見積書等）
 - 罹災証明書等
- ※住家が全壊（全焼）した場合、また修繕して住むことが困難である場合は罹災証明書のみ提出。

申請手続き

申請を希望される方は 11月7日（月） までに事務室までご連絡ください。

問い合わせ先：拓殖大学紅陵高等学校 事務室 TEL：0438-37-2511

令和4年度「千葉県私立高等学校等授業料減免事業5号減免（家計急変）」制度について

保護者のリストラ、自営業の廃業、病気による離職・休業等、不可抗力により働くことができなくなり収入が減少してしまった世帯へ授業料の一部を補助します。

（※自主退職は対象外）

対象

算定基準額（※）が基準を上回ってしまい今年度の減免を受けることができないが、今年（令和4年1月～12月）の途中に家計急変した世帯

（※）市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の調整控除の額

今年度の通常の減免の受給対象者へは個別に案内を通知しております。

補助額

月額授業料の2/3（上限20,100円）から就学支援金を除いた額

認定の方法

給与明細等から令和4年の年収を推計し、千葉県の「家計急変試算表」により算出された算定基準額が227,100円未満

提出書類

- 令和4年度の課税証明書又は特別徴収税額決定通知書
（所得控除、市町村民税の課税標準額、市町村民税の調整控除の額が記載されているもの）
- 令和4年の所得等がわかる書類
 - ・給与所得者の場合、令和4年に支給された給与の給与明細（1月から直近までのもの）
 - ・個人事業主の場合、令和4年の収入・経費・所得が分かる書類（1月から直近までのもの）
- 以下必要に応じた書類
 - ・診断書（傷病の場合。傷病により休職している場合は休職していることがわかる書類）
 - ・雇用保険受給資格者証等離職したことが分かる書類（失業の場合）
 - ・解雇証明書（雇用保険未加入の場合）

その他

令和5年1月下旬頃、令和4年の実際の収入が分かる書類の提出が必要です。

- ・給与所得者の場合：源泉徴収票
- ・個人事業主の場合：原則、税理士等の第三者による令和4年の所得証明書（1月～12月の各月の収入・経費・所得が記載されているもの）

申請手続き

申請を希望される方は 11月7日（月） までに事務室までご連絡ください。

問い合わせ先：拓殖大学紅陵高等学校 事務室 TEL：0438-37-2511